

# 高齢者等配食サービス事業

心身機能の低下により買物や食事の支度が困難な高齢者世帯等に、食事を配食することにより、高齢者等の安否を確認し、自立生活の助長を促します。

【対象者】市内に住所を有し、心身の状況から食事の確保が困難で、次の①～④のいずれかに該当する安否確認を必要とする方

- ① 65歳以上の方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方
- ② 同居者の就労等で1日につき8時間以上、上記①の状態となる世帯の方
- ③ 介護保険第2号被保険者で要介護状態又は要支援状態の方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方
- ④ 身体障害者手帳(2級以上)を持つ方で、ひとり暮らし又は心身の状況から食事の確保が困難な方のみの世帯の方

【事業について】

令和4年4月よりお弁当の種類が選べるようになりました。

① 自己負担額 お選びいただく弁当の種類によって異なります。

※裏面の「料金(すべて税込)」をご確認下さい。

② 利用可能な日 祝日・12月29日から1月3日を除く安否確認が必要な日  
※デイサービスなどで、当日数時間にわたり安否の確認がされている日はご利用できません。

③ 昼食(10～12時頃の配達)又は夕食(16～18時頃の配達)のいずれか1回

④ 弁当の種類は、変更することができます。変更希望の場合は、前月20日までに直接配食事業者にご連絡下さい。但しお体の状況等により急な変更を希望する場合や、種類等について相談したい場合は、直接配達業者にご連絡ください。

※弁当は直接手渡し致します。配達時間にはご在宅が必要です。

※申請から配食開始まで最短で1週間ほどかかります。

【申請について】

・受付窓口 高齢福祉課または各地域包括支援センター、各福祉相談センター

・申請書類 申請書・利用承諾書・利用調査票・家族の勤務等状況届(対象者②の方のみ必要です。)

配食事業者：宅配クック・ワンツースリー 昭島店 電話 042-546-4494

連絡先：立川市 福祉保健部 高齢福祉課 業務係

電話：523-2111(内線：1474)